

## 第 3 章 防災組織

## 第3章 防災組織

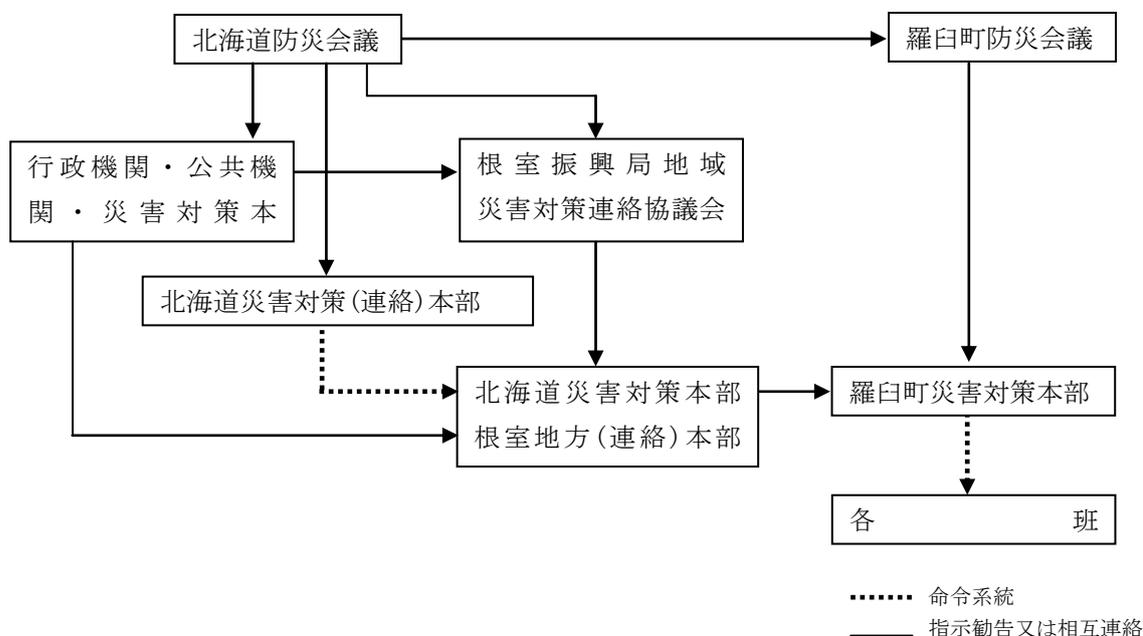
### 第1節 羅臼町防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

羅臼町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として羅臼町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

その系統を図示すれば次のとおりである。

< 羅臼町地域における防災体制図 >



第2節 羅臼町防災会議

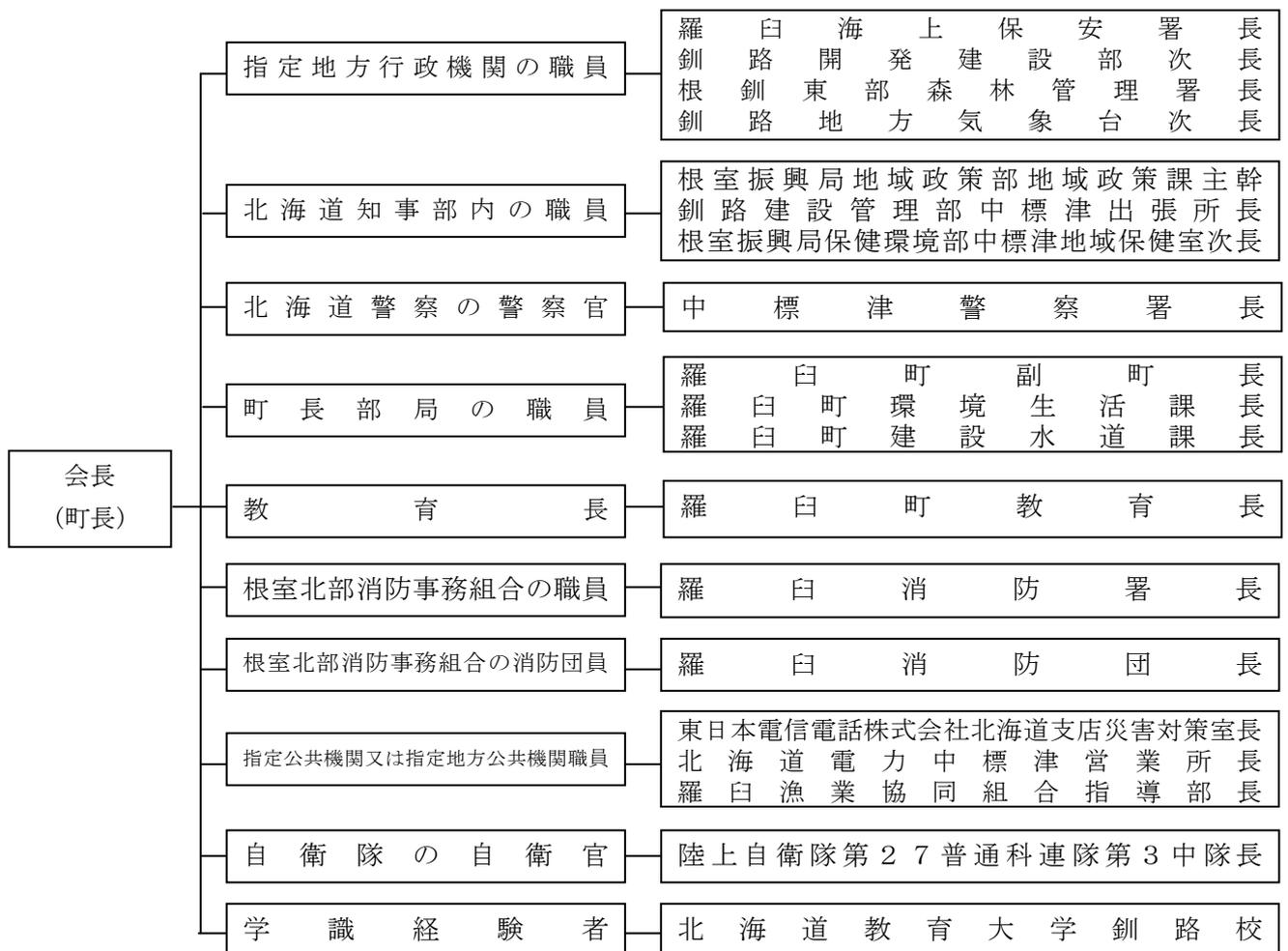
第1 町防災会議の組織

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項に基づき制定された羅臼町防災会議条例（昭和38年羅臼町条例第21号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。

なお、組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 町防災会議

<町防災会議の構成図>



### 第3章 防災組織

#### 2 運 営

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び羅臼町防災会議条例（昭和38年羅臼町条例第21号）に定めるものの他は、次の各号による。

- (1) 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故あるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である羅臼町防災担当部長がその職務を代理する。
- (2) 防災会議は、会長が招集する。
- (3) 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。
- (4) 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は会長が定める。

### 第3節 羅臼町災害警戒本部

羅臼町災害警戒本部（以下警戒本部という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、羅臼町災害対策本部を設置するまでに至らない災害において、総務課長が設置を指示し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。

#### 第1 警戒本部の業務

- 1 災害初期における情報の収集、伝達及び処理
- 2 警戒本部に必要な職員の配備
- 3 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報
- 4 その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

#### 第2 警戒本部の設置及び解散

##### 1 設置基準及び配備体制

警戒本部の設置基準は、「本章 防災組織 第5節 非常配備体制」を参照。

##### 2 警戒本部の解散

予想された災害の発生危険が解消したとき又は災害発生後において、災害応急対策等が完了したときに解散する。

##### 3 警戒本部設置の周知

災害警戒本部を設置又は解散した場合は、根室振興局に通知するとともに、住民に対し防災行政無線、広報車等適宜の方法で周知するものとする。

##### 4 警戒配備体制

(1) 総務課長は、災害の状況に応じ、警戒配備に必要な人員の招集又は、警戒活動を指示することができる。

(2) 組織及び運営

###### ア 警戒本部長

警戒本部は、総務課長を本部長、副本部長はその都度指名することとし、総務課長が不在の時は、総務課長が本部長を指名することとする。

###### イ 連絡会議

警戒本部長は、災害の警戒及び応急対策の実施に関し、必要があるときは、召集職員により、その会議を主宰する。

###### ウ 警戒配備の指示

警戒本部長は、警戒本部を設置した場合、災害の種別に応じ、警戒配備を指示する。

###### エ 警戒配備体制

警戒本部にあたる職員は、警戒活動上必要な職員とする。

###### オ 警戒本部の庶務

警備本部に係る庶務は、総務課が行う。

### 第3章 防災組織

#### カ 羅臼町災害対策本部への移行

警戒本部は、町域に災害が発生し、重大な影響を与えると認められる場合又は被害が拡大するおそれがあり、総合的な対策が必要と認められる場合は、羅臼町災害対策本部に移行する。

第4節 羅臼町災害対策本部

第1 設置

町長は、災害または事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、必要があると認められるときは、基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

なお、災害対策本部の設置は、次の設置基準に該当するほか、緊急を要する事態が生じ、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部の具体的な設置基準は、「本章 防災組織 第5節非常配備体制」を参照。

<本部設置基準>

種別		設置基準
風水害		<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき</li> <li>多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき</li> <li>多くの交通機関の障がい、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき</li> </ul>
雪害・凍害		<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が大規模で広域にわたるとき</li> </ul>
大事故等	海上災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき</li> <li>人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき</li> <li>事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき</li> </ul>
	航空災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> <li>航空機が消息を絶ったとき</li> </ul>
	道路災害(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が大規模なとき</li> <li>人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
	危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が大規模なとき</li> <li>人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
	大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が大規模なとき</li> <li>人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
	林野火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき</li> <li>人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
地震・津波災害		<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上の地震が発生したとき</li> <li>沿岸に「津波・大津波」の津波警報が発表されたとき</li> <li>地震や津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の災害又は複数災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</li> </ul>

※道路災害とは、道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害

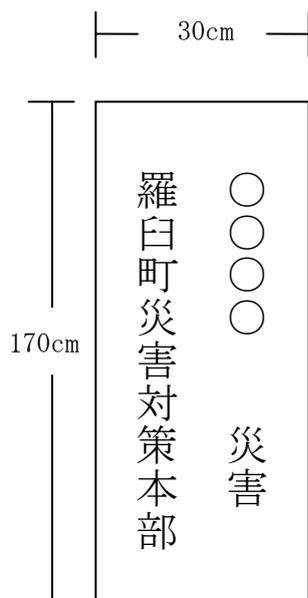
### 第3章 防災組織

#### 第2 本部設置の周知

町長は、本部を設置したときは、直ちに庁内、各防災機関、住民に対し庁内放送、電話、防災行政無線、広報車等適宜の方法で周知するものとする。

#### 第3 本部設置場所

- 1 災害対策本部は、本庁舎2階執務室内に本部を設置するものとする。
- 2 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関等に次の本部標識版を掲示する。



#### 第4 現地本部の設置

- 1 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に本部の現地対策班として、現地本部を設置することができるものとする。
- 2 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。
- 3 現地本部長は常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により適切な措置を講ずるものとする。

#### 第5 本部の廃止

- 1 本部長は、次の各号の一に該当する場合に廃止する。
  - (1) 本町の地域に災害発生の危険が解消したとき。
  - (2) 災害に関する応急対策措置が概ね完了した時。
  - (3) 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、町民生活に障害となる状況が解消されたと認めるとき。
  - (4) 本部を廃止したときは、各防災機関、住民に対し電話、防災行政無線、広報車等適宜の方法で通知するものとする。

### 第3章 防災組織

- (5) 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係課において対策業務を行うものとする。この場合総務班は、業務の内容、遂行状況等について各課からの報告を求め、常に全体の状況を把握し、また必要な指示を行うものとする。

#### 第6 本部の組織及び事務所掌

- 1 本部に対策部及び班を置く。
- 2 本部の組織は、別表1のとおりとする。
- 3 班の名称及び班長に充てられる職員、相当する課、並びにそれぞれの班の所掌事務は、別表2及び別表3のとおりとする。
- 4 各班の編成及び所掌する事務については、原則として別表2及び別表3によるが、災害状況等により、課内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。  
この場合、課内での変更分担事務は各班長が定め、指示するとともに、本部長へ報告する。
- 5 災害状況、又は特に必要と認めるときは、本部長は別表2及び別表3と異なる編成を各班に指示することができる。

#### 第7 本部の運営

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部員会議」を置き、災害対策に必要な事項について協議するものとする。

##### 1 本部員会議

###### (1) 本部員会議の構成

本部員会議は本部長、副本部長及び指定の本部員をもって構成する。

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	消防署長、各班長、事務局（総務課）

- ア 本部員会議は、本部の職務遂行上重要な事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に開催する。
- イ 本部員会議は、本部長が召集する。
- ウ 災害の規模及び態様により、本部役員は必要により所属の職員を伴って 会議に出席することができる
- エ 本部長は、災害の規模及び状態により、職務上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる
- オ 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務班長にその旨を申し出る。
- (2) 本部役員会議の事務局  
本部員会議の事務局は、総務課におくものとする。

### 第3章 防災組織

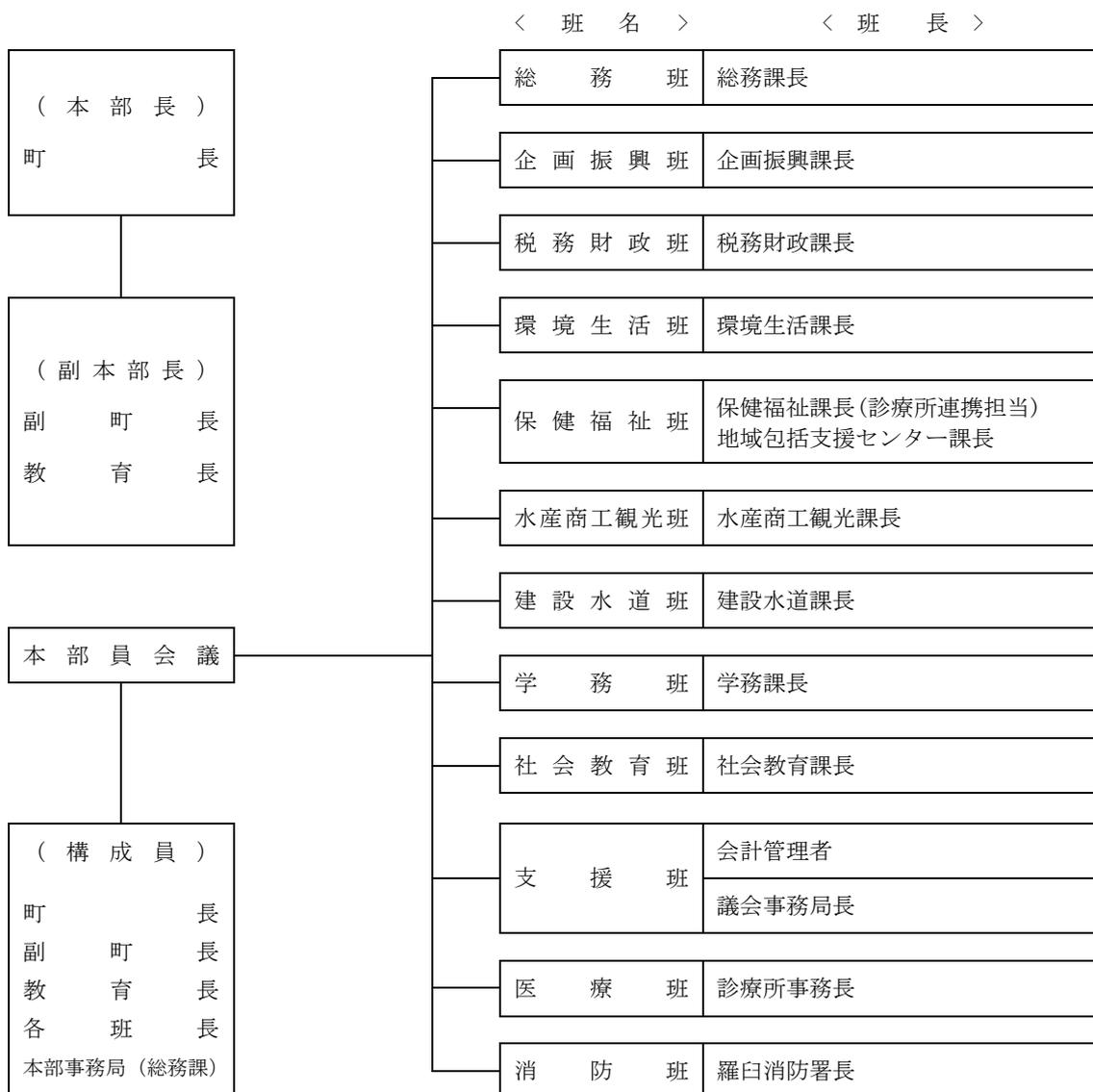
- (3) 本部員会議の協議事項
- ア 本部の非常配備体制の確立及び廃止に関すること。
  - イ 各班の措置事項の指示、協議。
  - ウ 災害応急対策及び予防対策の指示、協議。
  - エ 各班間の調整事項の協議。
  - オ 自衛隊災害派遣要請の要否の協議。
  - カ 市町村または北海道への応援要請の要否の協議。
  - キ 関係機関に対する応援の要請及び災害救助法の適正申請に関すること。
  - ク その他災害対策に関する重要な事項。
- (4) 会議決定事項の周知
- 本部長は本部役員会議の決定事項のうち、職員に周知する必要があると認めた事項については、各班長、副部長を通じ、速やかにその徹底を図るものとする。
- (5) 本部連絡員
- 本部連絡員は、本部の各班長、副班長をもってあて、災害応急対策について積極的に相互協力を行い、本部と各班の情報及び対策遂行上の調整を図る。
- (6) 本部の庶務
- 本部の庶務は、総務課において処理する。  
その他本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。
- (7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応
- 町の幹部職員及び防災担当職員が、交通の途絶職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、予め、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。
- なお、本部長及び副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、本部員の代替職員については次席の者とする。

#### <本部長及び副本部長の代替職員>

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
町長 (本部長)	副町長	総務課長	企画振興課長
副町長 (副本部長)	総務課長	企画振興課長	水産商工観光課長

第3章 防災組織

別表1



※各班に副班長をおく。副班長は班長が指名するものとする。

※本部事務局は、総務課長、総務課職員をもって充てる。

### 第3章 防災組織

別表2 各班の編成内容

対策班	班長	所管
総務班	総務課長	総務担当、防災担当、庁舎管理担当、職員厚生担当、情報管理担当、公用車担当
企画振興班	企画振興課長	企画担当、広報統計担当、北方領土対策担当
税務財政班	税務財政課長	税務担当、徴収担当、財政担当
環境生活班	環境生活課長	戸籍担当、国民年金担当、環境衛生担当、交通住民担当
保健福祉班	保健福祉課長 (診療所連携担当) 地域包括支援センター課長	国民健康保険担当、後期高齢者医療担当、医療給付担当、介護担当、社会福祉担当、地域包括支援担当
水産商工観光班	水産商工観光課長	水産担当、商工担当、観光担当、農林担当、治山担当
建設水道班	建設水道課長	道路維持担当、水道担当、管財担当、公住担当、建設担当、温泉担当
学務班	学務課長	各小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター
社会教育班	社会教育課長	公民館、郷土資料館、図書館
医療班	診療所事務長	知床らうす国民健康保険診療所
支援班	会計管理者 議会事務局長	出納担当、議会担当
消防班	羅臼消防署長	羅臼消防署

### 第3章 防災組織

別表3 班の所掌事務

班 名	業 務 分 担
各班共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関すること。</li> <li>2 所管に属する被害状況調査、被害状況報告、災害応急対策及び災害復旧に関すること。</li> <li>3 災害時における所管事項の執行記録に関すること。</li> <li>4 他班の協力に関すること。</li> <li>5 避難所の開設等の支援に関すること。</li> </ol>
総 務 班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>3 本部員会議に関すること。</li> <li>4 本部の庶務と各班との連絡調整に関すること。</li> <li>5 気象予報警報及び地震に関する情報の受理伝達に関すること。</li> <li>6 住民に対する避難勧告・避難指示及び各種災害情報の伝達及び広報に関すること。</li> <li>7 被害状況の収集集計に関すること。</li> <li>8 自衛隊の派遣の要請に関すること。</li> <li>9 各地区との連絡、関係団体、住民組織等の出動要請に関すること。</li> <li>11 災害時の車両(作業用を除く)の確保及び配車に関すること。</li> <li>12 災害記録に関すること。</li> <li>13 役場庁舎の被害調査及び復旧に関すること。</li> <li>14 職員の非常招集・解除に関すること。</li> <li>15 職員の被災状況調査に関すること。</li> <li>16 職員等の寝具、食糧及び被服等の調達及び配布に関すること。</li> <li>17 通信連絡機能の確保に関すること。</li> <li>18 義援金品の受付、保管及び配布に関すること。</li> <li>19 その他各班に属さない事項に関すること。</li> </ol>
企画振興班 (企画振興課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部が行う発表、依頼等の広報活動及び報道関係機関との対応に関すること。</li> <li>2 関係機関に対する陳情及び請願に関すること。</li> <li>3 国、道に対する要望書及び資料作成に関すること。</li> <li>4 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。</li> <li>5 災害視察者及び見舞者の対応、接遇の応援に関すること。</li> <li>6 災害に関する、被災者住民からの相談及び苦情等に関すること。</li> </ol>

### 第3章 防災組織

班 名	業 務 分 担
税務財政班 (税務財政課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予算及び決算に関すること。</li> <li>2 災害応急及び復旧対策に要する資金計画に関すること。</li> <li>3 災害応急対策時の物品、資機材の調達及び借上げに関すること。</li> <li>4 被災者の町税等の減免措置に関すること。</li> <li>5 被災者の町税等徴収措置に関すること</li> <li>6 被害に伴う税の減収見込み額等の把握に関すること。</li> <li>7 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>8 来庁者の避難誘導の応援に関すること。</li> <li>9 住家被害認定(り災証明書)に関すること。</li> <li>10 被災者名簿に関すること。</li> <li>11 一般被害(人的被害、住家被害、非住家被害)の調査及びとりまとめに関すること。</li> </ol>
環境生活班 (環境生活課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の交通安全に関すること。</li> <li>2 災害時の防犯に関すること。</li> <li>3 災害時の清掃計画の作成及び廃棄物の処理に関すること。</li> <li>4 遺体の収容処理及び埋火葬に関すること。</li> <li>5 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関すること。</li> <li>6 災害時の環境衛生保持に関すること。</li> <li>7 被災者の国民年金保険料減免、免除に関すること。</li> <li>8 衛生資材の供給確保に関すること。</li> </ol>
保健福祉班 (保健福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法に基づく救助の実施の総括に関すること。</li> <li>2 日赤との連絡調整に関すること。</li> <li>3 被災者に対する災害見舞金品に関すること。</li> <li>4 被災者等に対する炊出し、食料品の支給に関すること。</li> <li>5 救助物資の配布及び生活必需品の支給及び貸与に関すること。</li> <li>6 被災者への融資に関すること。</li> <li>7 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の避難対策及び安全確保に関すること。</li> <li>8 応急救護所の開設及び管理に関すること。</li> <li>9 被災者の救護に関すること。</li> <li>10 診療所に対する協力要請及び連絡に関すること。</li> <li>11 福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>12 被災地及び被災者の健康・栄養指導に関すること。</li> <li>13 避難所の環境衛生保持に関すること。</li> <li>14 救急薬品等の供給確保に関すること。</li> <li>15 災害時の防疫及び伝染病に関すること。</li> <li>16 根室振興局保健環境部中標津地域保健室との災害関係の連絡調整に関すること。</li> <li>17 ボランティアの受入れに関すること。</li> <li>18 福祉避難所との連絡調整に関すること。</li> </ol>

### 第3章 防災組織

班 名	業 務 分 担
水産商工観光班 (水産商工観光課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における水産関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>2 羅臼海上保安署、羅臼漁業協同組合等との情報共有、被災関係の連絡調整に関する事。</li> <li>3 被災漁家、漁船の調査及び復旧に関する事。</li> <li>4 水産物及び水産施設の被害調査に関する事。</li> <li>5 被災漁家に対する金融相談及び応急対策に関する事。</li> <li>6 漁港、防波堤等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>7 災害時における船舶確保及び配船に関する事。</li> <li>8 水難救護及び漂流物件に関する事。</li> <li>9 流出油等に関する事。</li> <li>10 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>11 農業施設、家畜等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>12 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事。</li> <li>13 家畜飼料の確保に関する事。</li> <li>14 災害時の家畜等の防疫に関する事。</li> <li>15 災害時の病虫害防疫に関する事。</li> <li>16 林野の火災予防に関する事。</li> <li>17 災害時における商工業者の被害調査及び災害復旧対策に関する事。</li> <li>18 災害時における観光施設関係の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>19 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>20 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事。</li> <li>21 旅行者の避難及び安全確保に関する事。</li> <li>22 災害時の労働相談に関する事。</li> <li>23 災害時における作業員の雇用に関する事。</li> <li>24 労務供給計画に関する事。</li> <li>25 企業防災対策に関する事。</li> <li>26 救援物資の調達及び供給計画に関する事。</li> </ol>
建設水道班 (建設水道課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路・橋梁・河川・海岸等土木施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2 交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関する事。</li> <li>3 災害復旧対策全般に（他班の主管に属するものは除く）に関する事。</li> <li>4 土木建設機械運用に関する事。</li> <li>5 災害応急資材の調達・配分・備蓄に関する事。</li> <li>6 応急復旧資材の輸送に関する事。</li> <li>7 障害物除去に関する事。</li> <li>8 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関する事。</li> <li>9 土木施設の災害復旧に関する事。</li> </ol>

第3章 防災組織

班 名	業 務 分 担
	10 災害時の建設相談及び指導に関すること。 11 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること。 12 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建築に関すること。 13 建物及び宅地の応急危険度判定に関すること。 14 水道施設の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。 15 応急給水及び飲料水の供給に関すること。 16 地熱施設関係の被害調査及び復旧対策に関すること。 17 避難所の応急復旧に関すること。 18 防災建築の促進に関すること。
学務班 (教育委員会学務課)	1 町内教育機関の避難所としての開設等に関すること。 2 町内教育機関の避難誘導に関すること。 3 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 学校教育施設の応急利用に関すること。 5 児童生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関する こと。 6 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関 すること。 7 教職員の確保に関すること。 8 給食施設の応急利用に関すること。 9 児童生徒、教職員に対する防災教育に関すること。 10 教育関係義援金品の受付保管に関すること。
社会教育班 (社会教育課)	1 社会教育等施設の応急利用に関すること。 2 社会教育等施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 社会教育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 4 文化財の保護及び応急対策に関すること。 5 社会体育施設の応急利用に関すること。
医療班 (知床らうす国民健 康保険診療所)	1 災害時における国保診療所の管理運営に関すること 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること 3 災害時における医療に関すること 4 医療班の編成及び巡回に関すること 5 医療薬品等の確保に関すること
支援対策班 (出納室、議会事務局)	1 本部長指示による各班への支援
消防班 (羅臼消防署)	1 本部設置までの間の応急活動に関すること 2 消防活動及び水防活動に関すること 3 被災地の警戒活動に関すること 4 火災警報等の住民への周知に関すること 5 住民の避難誘導と人命救助に関すること 6 災害時における救急活動に関すること 7 消防対策所管施設の被害調査及び復旧に関すること

第5節 非常配備体制

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制を整えるものとする。

ただし、本部が設置されていない場合にあっても、必要と認めたときは、非常配備体制をとることとする。

第1 非常配備体制の種類と基準

- 1 非常配備の種別、配備内容、配備時期等に関する基準は次の「非常配備に関する基準」のとおりとする。

非常配備に関する基準

第 1 非 常 配 備（災害警戒本部）	
配 備 時 期	(1) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報が発表され、災害の発生が予想される時。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (3) 暴風雪時、国道335号が通行止めとなったとき。 (4) 羅臼岳、知床硫黄山、天頂山のいずれかに噴火警報（火口周辺）入山危険が発表されたとき。 (5) その他本部長が必要と認めるとき。
配 備 内 容	(1) 特に関係のある次の班の少数人員で、情報収集及び連絡活動等が円滑に行いうる体制をとる。 ア 総務班（総務課） イ 建設水道班（建設水道課） ウ 水産商工観光班（水産商工観光課） エ 消防班（羅臼消防署） オ 本部長が特に必要とする班 (2) 事態の推移に伴い、第2非常配備体制に円滑に移行しうる体制とする。
活 動 内 容	(1) 警戒本部長は、釧路地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象、地象及び水象に関する情報及び災害状況の収集を図るものとする。 (2) 警戒本部長は、関係する各班長に収集情報の提供及び活動状況聴取等についての情報連絡にあたる。 (3) 各班長は、警戒本部長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時待機職員に対し必要な指示を行う。

### 第3章 防災組織

第 2 非 常 配 備 (災害警戒本部・災害対策本部)	
配 備 時 期	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき。 (3) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (4) 町内の河川水位が避難判断水位を超えた場合。 (5) その他本部長が必要と認めたとき。
配 備 内 容	(1) 災害応急対策に関係のある各班の所要の人員をもってあたるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。 (2) 第1非常配備体制に係る各班長は、必要な職員を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、第3非常配備体制に円滑に移行しうる体制とし、第1非常配備体制に係わらない各班長は登庁することとする。また、その他の職員は状況に応じ召集することとし、又は待機（自宅又は所属課）とする。
活 動 内 容	(1) 災害対策本部長または、災害警戒本部長は、本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議を開催する。 (2) 各班長は、情報の収集及び連絡体制を強化する。 (3) 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

第 3 非 常 配 備 (災害対策本部)	
配 備 時 期	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被災が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 (2) 町に各種特別警報が発表される恐れがある場合または特別警報が発表された場合。 (3) 震度5弱以上の地震が発生したとき。 (4) 北海道太平洋沿岸東部に津波警報、大津波警報が発表されたとき。 (5) 羅臼岳、知床硫黄山、天頂山に噴火警報（居住地域）居住地域嚴重警戒が発表されたとき。 (6) 予想されない重大な災害が発生したとき。
配 備 内 容	(1) 本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
活 動 内 容	(1) 速やかに町内全域の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策にあたる。 (2) 各班は、全勢力をあげて、速やかに町内全域の被害状況を調査、収集に努めるとともに、精力的に応急対策活動にあたる。

### 第3章 防災組織

- 2 災害規模及び特性に応じ、先の基準によりがたいと認められる場合においては臨機応変の配備体制を整えるものとする。
- 3 各班長は先の基準に基づき、平時より人員、車両及び資機材の配備計画をたておくものとする。
- 4 職員非常招集連絡  
各班長は、非常招集の場所、所属職員の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

#### 第2 配備体制確立の報告

非常配備体制の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各班長は直ちに所管による配備体制を整えるとともに、速やかに体制確立状況を総務班長に報告するものとする。

#### 第3 非常配備体制の解除

各班における班長の所掌する事項の情報収集・準備・確認を実施した後、その内容について各班長へ報告後、各班長は本部長へ報告し、それをもって配備体制の解除及び縮小等についてを本部長が指示する。

#### 第4 職員の動員計画

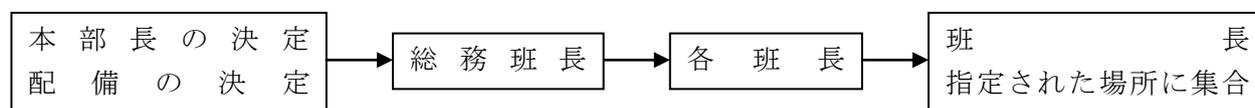
災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員等の動員計画である。

##### 1 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

###### (1) 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

- ア 非常配備体制が指示された場合、又は本部を設置した場合、本部長（町長）の指示により関係対策班に対し通知するものとする。
- イ 各対策班長は、速やかに各職員に周知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整える者とし、職員は直ちに書定の配備につくものとする。

伝達系統図（勤務時間内）



###### (2) 勤務時間外（休日及び夜間）伝達系統及び伝達方法

###### ア 警備員等による伝達

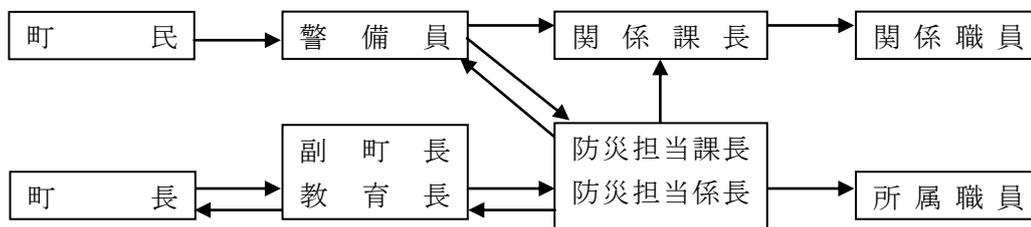
警備員は、次に掲げる情報を察知したとき、総務課長（不在時は総務防災担当係長）に連絡するものとする。

- (ア) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通知され、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。

### 第3章 防災組織

(ウ) 災害の発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

伝達系統図（勤務時間外）



#### (3) 職員への指示伝達体制の確保

各課長は、所属職員への連絡方法等を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

#### (4) 職員非常登庁

ア 職員は勤務時間外（休日及び夜間）に登庁の指示を受けたとき又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ又は自らの判断により登庁するものとし、直ちに所定の配備につくものとする。

ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報、津波警報及び各種特別警報が発表される恐れ及び発表された場合、羅臼岳、知床硫黄山、天頂山に噴火警報（居住地域）居住地域嚴重警戒が発表されたときは、速やかに登庁するものとする。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各所属長は、職員参集状況を把握し、必要に応じ総務課長へ参集状況を報告するものとする。

### 第5 標 識

- 1 本部長、副本部長、各班長及びその他本部の職員は、災害時において非常活動に従事とするときは、「羅臼町」の腕章を着用するものとする。
- 2 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標識を表示するものとする。
- 3 職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明（羅臼町職員証に関する規程によるもの）とし、基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

## 第6 町長の権限の委任

下記権限について、町長に事故があるときは副町長に委任し、副町長も事故がある場合は、事務吏員である総務課長(代替本部長の順位による)に委任することができる。

- 1 基本法第56条(市町村の警報の伝達及び警告)  
災害に関する予報、警報を知ったとき、または受けたときの、関係機関及び住民その他関係のある公私団体への伝達。
- 2 基本法第59条(市町村の事前措置等)  
災害を拡大させる恐れのある設備、または物件の除去、保安その他必要な措置の指示。
- 3 基本法第60条(市町村の避難の指示等)  
(ア) 避難のための立退き勧告及び立退きの指示することができる。  
(イ) 指示避難解除の公示。
- 4 基本法第62条(市町村の応急措置)  
消防、水防、救助その他災害の発生の防ぎよ、または災害の拡大を防止するための必要な応急措置の実施。
- 5 基本法第63条(市町村長の警戒区域の設定権等)  
人命、身体に対する危険予防のための警戒区域の設定、当該区域への立入り制限、禁止、退去を命ずること。
- 6 基本法第64条(応急公用負担等)  
災害緊急時の他人の土地、建物、その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用、除去すること。
- 7 基本法第65条(応急公用負担等)  
住民を防災業務に従事させること。
- 8 基本法第67条(他の市町村に対する応援の要求)  
消防組織法第21条の規定に基づく「北海道広域消防相互応援協定」(平成3年3月19日締結)の運用に関すること。

第6節 気象業務に関する計画

気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達方法、及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等はこの計画に定めるところによる。

第1 予報区

1 一般予報区

町が該当する一般予報区（※1）及び警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりとする。

＜警報・注意報の予報区域＞

府県予報区名称 (担当気象官署)	区 域	一次細分区域名 (※2)	市町村等を まとめた地域 (※3)	二次細分区域名 (※4)
釧路・根室・ 十勝地方 (釧路地方気象台)	釧路総合振興局管内 根室振興局管内 十勝総合振興局管内	根室地方	根室北部	標津町 中標津町 羅臼町

※1 一般予報区は、国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）、全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区に分かれている。北海道は全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれている。

※2 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

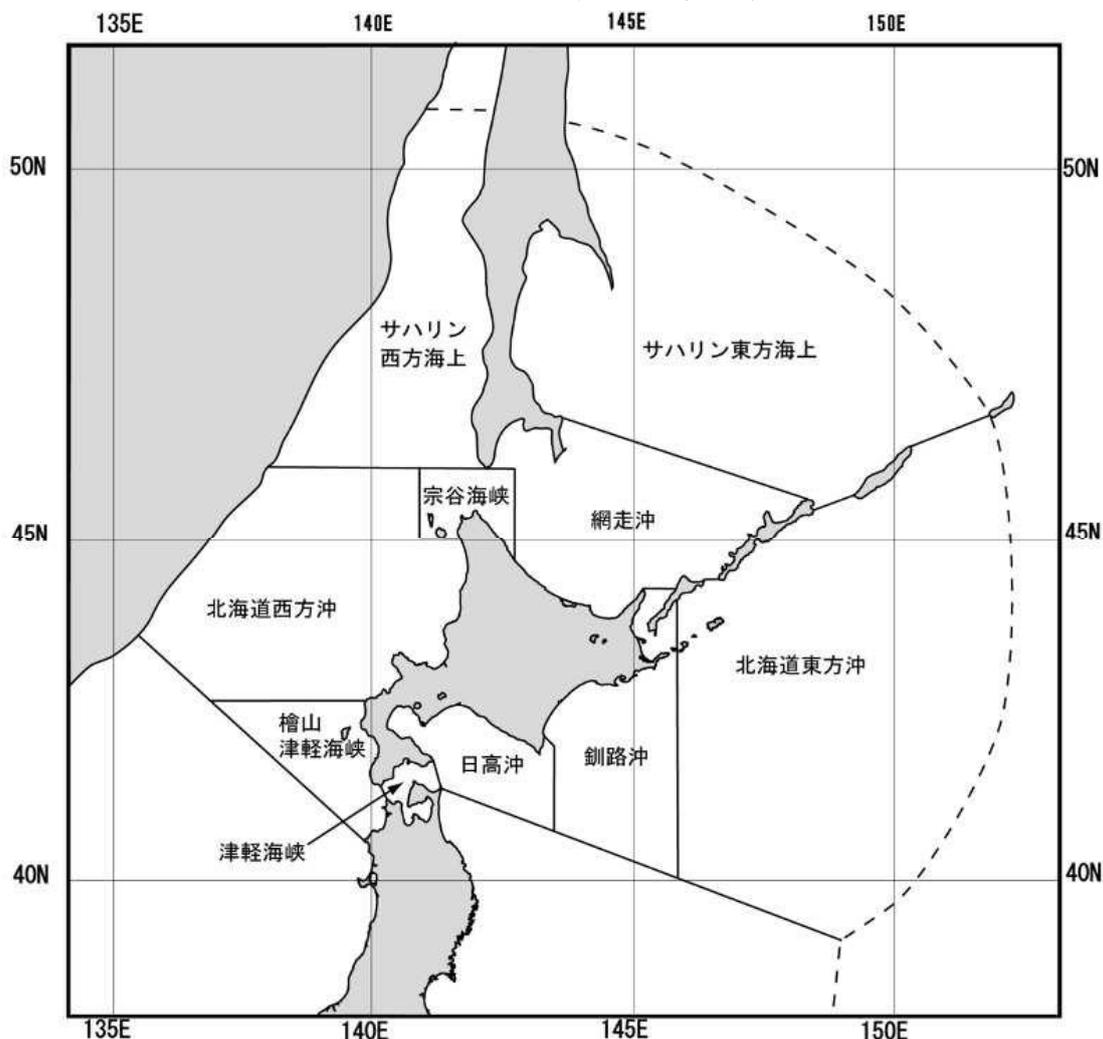
※3 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域毎に発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

※4 二次細分区域は、警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とする（一部、例外あり。）海に面する区域にあつては沿岸の海域を含む。

2 海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、そのうち札幌管区気象台が担当する区域は次のとおりである。

北海道地方海上予報区の細分区域



地方海上予報 担当気象官署	地方海上予報区 の海域名	細分海域名
札幌管区气象台	日本海北部及び オホーツク海南部	サハリン東方海上、サハリン西方海上 網走沖、宗谷海峡、北海道西方海上
	北海道南方及び 東方海上	北海道東方海上、釧路沖、日高沖、 津軽海峡、檜山津軽沖

## 第2 特別警報、警報、注意報、警報の種類及び発表基準

### 1 一般向けの種類及び発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

### 第3章 防災組織

#### (1) 注意報・警報・特別警報の概要

種 類	注意報・警報・特別警報の概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれ 著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるお それがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある 場合に、その旨を注意して行う予報

#### (2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土 砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸 水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発 表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加 えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のお それについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し く大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重 大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸 水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき 事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生す るおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大 な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大 な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。

### 第3章 防災組織

	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起るおそれのあるときに発表される。

### 第3章 防災組織

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

#### （3）船舶向けのもの

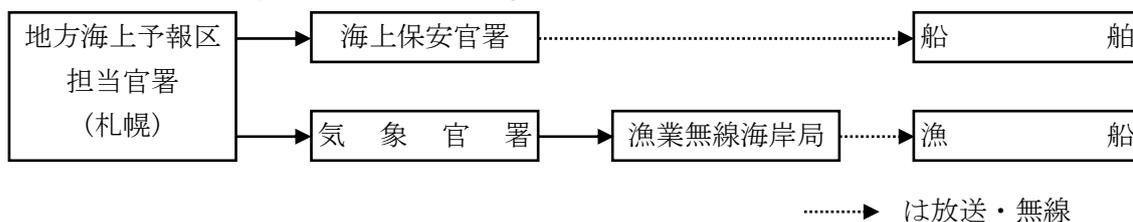
##### ア 海上警報

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

海上警報の種類	英文	説明	
海上台風警報	TYPHOON WARNING	台風による風が最大風速 64 ノット以上。	気象庁風力階級表の風力 1 2 に相当。
海上暴風警報	STORM WARNING	最大風速 48 ノット以上。	気象庁風力階級表の風力 1 0 以上に相当。
海上強風警報	GALE WARNING	最大風速 34 ノット以上 48 ノット未満。	気象庁風力階級表の風力 8 又は 9 に相当。
海上風警報	WARNING	最大風速 28 ノット以上 34 ノット未満。	気象庁風力階級表の風力 7 に相当。
海上濃霧警報		視程(水平方向に見通せる距離)0.3 海里(約 500m)以下	
その他の海上警報		風、霧以外の現象について「海上(現象名)警報」として警報を行うことがある。(例:海上着氷警報、海上うねり警報など。)	
海上警報解除	NO WARNING	継続中の警報を解除する場合	

イ 伝達

伝達系統は次図のとおりである。



※・海上保安官署：第一管区海上保安本部運用司令センター

・気象官署：札幌、稚内、旭川、網走、根室、釧路、函館、留萌

・漁業無線海岸局（17局）：稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、根室、釧路、厚岸、  
広尾、日高、函館、岩内、余市、小樽、留萌、増毛、苫前

2 水防に関すること

(1) 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨 特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波 特別警報（大津波警 報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮 特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

### 第3章 防災組織

#### (2) 雨量情報・水位情報

町内を流れる河川の雨量観測所及び基準水位は次のとおり。

##### ア 雨量観測所

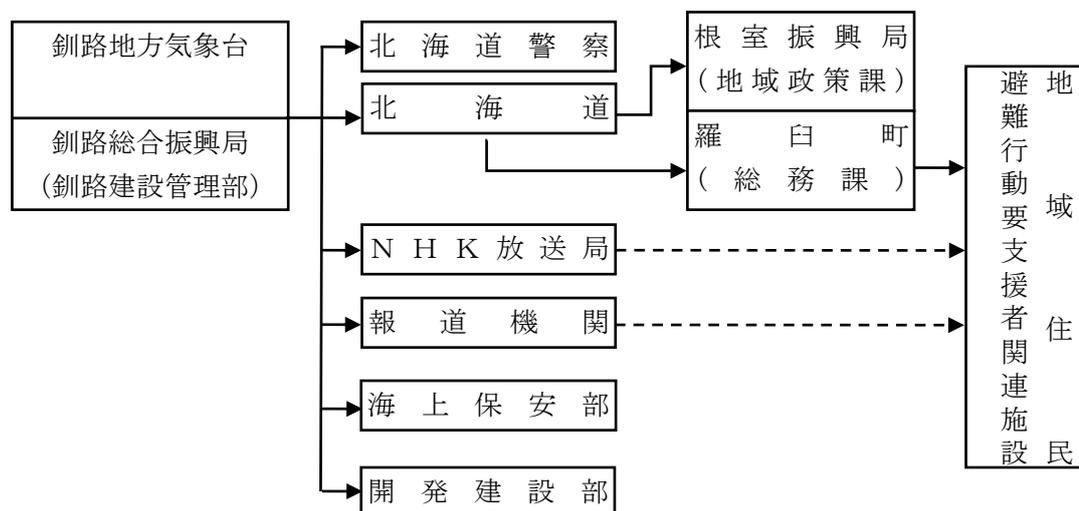
河川等	観測所名	所在地	標高	種別
羅臼川	羅臼川	羅臼町緑町 300-4 地先 (公住橋地点)	0.9m	テレメータ 雨量
その他	八木浜沢	羅臼町八木浜町 146 番地 1 (春松中学校地点)	24 m	テレメータ 雨量

##### イ 基準水位

河川等	観測所名	水防団 待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
羅臼川	羅臼川	10.68m	11.61m	—	13.23m

#### 3 土砂災害警戒情報

釧路総合振興局と釧路地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。伝達は次の系統で行う。



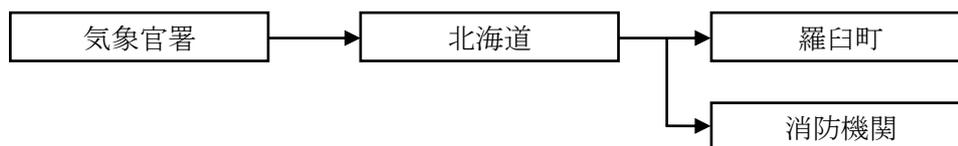
4 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

根室振興局を通じて、火災気象通報を受けたとき、あるいは気象の状況から火災の予防上危険であると認めるとき、町長は火災警報を発令することができるものとする。

ア 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



イ 火災気象通報基準

発表	振興局	通報基準
釧路地方 気象台	根室	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下、若しくは平均風速 12m/s 以上が予想される場合。 なお平均風速が 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

ウ 火災警報の発令条件

振興局	通報基準
根室	実効湿度 70%以下にして、最小湿度 50%以下となり、最大風速 8m/s 以上のとき。

(2) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「本編 第8章 第5節 林野火災対策計画」により実施する。

5 発表基準と解説

羅臼町の注意報、警報の発表基準は、次のとおりである。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断している。

### 第3章 防災組織

＜注意報の発表基準（基準値はいずれも予想値）＞

府県予報区	釧路・根室・十勝地方		
一次細分区域	根室地方		
市町村等をまとめた地域	根室北部		
大雨	浸水害雨量基準	平坦地：3時間雨量50mm 平坦地以外：1時間雨量30mm	
	土砂災害土壌雨量指数基準（※1）	55	
洪水	流域雨量指数基準（※2）	植別川流域=7、陸志別川流域12	
強風	平均風速	陸上	12m/s
		知床岬沖	15m/s
		羅臼・標津沖	15m/s
風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪による視程障害を伴う
		知床岬沖	15m/s 雪による視程障害を伴う
		羅臼・標津沖	15m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
波浪	有義波高	知床岬沖	3.0m
		羅臼・標津沖	3.0m
高潮	潮位	0.7m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
濃霧	視程	陸上	200m
		知床岬沖	200m
		羅臼・標津沖	200m
乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%		
なだれ	① 24時間降雪の深さ30cm以上		
	② 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
低温	4月～10月：（最高気温） 平年より8℃以上低い日が2日以上継続 11月～3月：（最低気温） 平年より7℃以上低い		
霜	最低気温 3℃以下		
着氷	船体着氷：水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s以上		
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

※1 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険度を示す指数で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。基準値は5km四方毎に設定しているが、本表には町等の域内における基準値の最低値を示している。

※2 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域毎に算出する。

### 第3章 防災組織

#### <警報の発表基準（基準値はいずれも予想値）>

大雨 (※)	(浸水害)	浸水害雨量基準	平坦地：3時間雨量70mm 平坦地以外：1時間雨量50mm	
	(土砂災害)	土砂災害土壌雨量指数基準	84	
洪水		流域雨量指数基準	植別川流域=12、陸志別川流域=15	
暴風	平均風速	陸上	20m/s	
		知床岬沖	25m/s	
		羅臼・標津沖	25m/s	
暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う	
		知床岬沖	25m/s 雪による視程障害を伴う	
		羅臼・標津沖	25m/s 雪による視程障害を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm		
波浪	有義波高	知床岬沖	6.0m	
		羅臼・標津沖	6.0m	
高潮	潮位	1.2m		

※ 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報（浸水害）」、(土砂災害)は「大雨警報（土砂災害）」の基準を示す。

#### <平坦地、平坦地以外の定義>

平坦地	概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地+幹線交通用地) / (すべて-河川・湖沼・海浜・海水)として算出)が25パーセント以上の地域
平坦地以外	上記以外の地域

#### <記録的短時間大雨情報の発表基準（基準値は実績値）>

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80mm
------------	-------	------

※数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと雨量計による観測値を組み合わせた分析)したときに発表する。

### 第3 警報等の伝達

#### 1 伝達の方法及び系統

気象官署の発する気象情報及び警報等は、図の系統により電話、広報車、無線放送等をもって、その状況に応じた最も有効な方法により通報伝達するものとする。周知伝達責任者は表のとおりとする。

また、北海道防災情報システム等を活用し、個々の職員や住民に対しても情報入手するよう呼びかける。

なお、特別警報の内容については、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、道に対しては町への通知を、町に対しては住民等への周知の措置をそれぞれ義務付けられている。そのため、町は既存の通信網や道及び防災機関、報道機関の放送網を活用し、住民へ確実に伝達する体制とする。

#### 2 警報等を収受したときの措置

##### (1) 執務時間中の場合

ア 気象官署等から通報される気象情報及び警報等は、北海道総合行政情報ネットワーク等を通じ総務課で受信する。

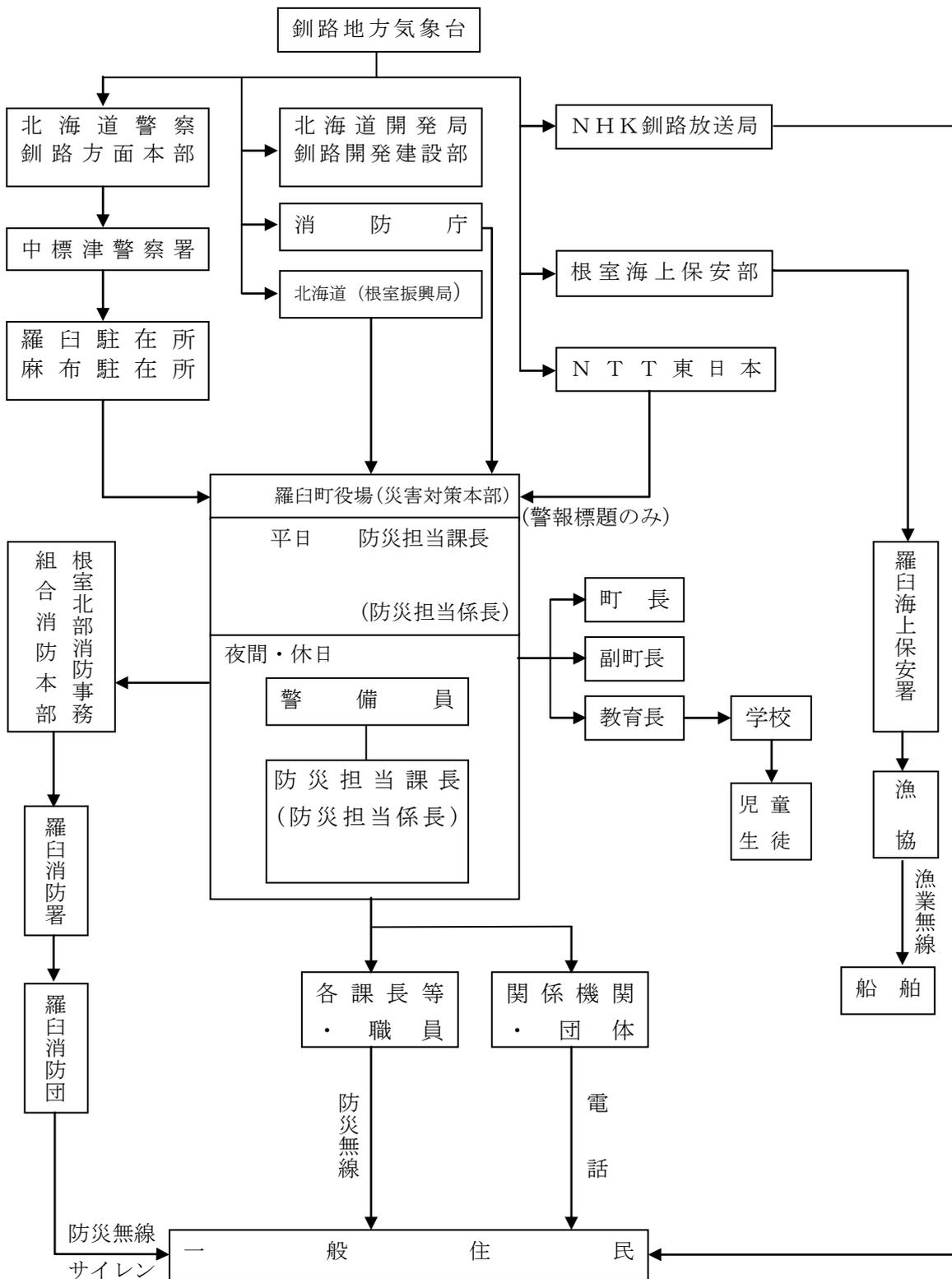
イ 防災担当課長が前項の通知を受信したときは、必要に応じ各課長及び関係機関に通知するとともに、防災上必要であると認めるときは直ちに一般住民に伝達する。

##### (2) 夜間、休日等の場合

当直者が前アに準じ受信し、直ちに防災担当課長に連絡するなど、適切な措置を講ずることとする。

第3章 防災組織

<気象予報等の伝達系統>



### 第3章 防災組織

<気象予警報等の周知伝達責任者一覧表>

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
庁内各課	防災担当課長	口頭・庁内放送 防災行政無線	
	( 防災担当係長)		
防災関係機関	〃	電話・口頭	
消防署	〃	〃	
関係機関・団体	〃	〃	
各町内会	〃	〃	
保育園	教育委員会管理課長	〃	
幼稚園	〃	〃	
小・中・高等学校	〃	〃	

#### 第4 異常現象時における措置

##### 1 発見者の通報（基本法第54条第1、2項）

災害が発生するような異常現象を発見した者は、遅滞なくその状況を関係機関等(町長、警察官、もしくは海上保安官)に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

##### 2 町以外の防災機関の通報

異常発見者から通報を受けた機関は、その旨速やかに町長に通報しなければならない。

##### 3 庁内連絡系統と関係機関への通報

通報を受けた職員は総務課長に報告する。総務課長は町長、副町長、教育長に報告するとともに、情報を確認し各課長に報告する。

災害の規模、内容等により町長は必要と認める機関に通報する。また、現地との通信体制を確保する。

##### 4 住民への周知

防災行政無線で広く周知するとともに、地域情報連絡員(町内会長等)に最も迅速、確実に周知できる方法で実施する。

##### 5 災害情報報告伝達系統

災害情報及び被害状況の報告伝達系統は、次のとおりである。

### 第3章 防災組織

<災害情報報告伝達系統図>

